

平成 25 年 4 月 1 日

関係人 各位

更生会社秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画認可決定確定のお知らせ

既にお知らせしておりますとおり、弊社は、管財人が提出した更生計画案につき、債権者の皆様の多数のご賛同を得て、平成 25 年 2 月 28 日に、親会社である更生会社エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダメモリ」といいます。）とともに、東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受けました。同決定は、同年 3 月 15 日に官報公告され、同月 29 日までが即時抗告期間となっておりましたが、即時抗告なく同日を経過したことにより、弊社の認可決定は確定しましたので、お知らせいたします。

もっとも、エルピーダメモリの認可決定に対しては、29 日までに一部の債権者から、即時抗告がなされました。そのため、即時抗告について東京高等裁判所の判断がなされるまでの間、エルピーダメモリの認可決定は確定しないこととなりました。弊社の更生計画に基づく弁済を実施するには、エルピーダメモリの認可決定の確定が条件の 1 つとなっており、これらの条件が成就するまでは弁済を実施できないこととなります。エルピーダメモリの認可決定が確定した場合には、弊社ウェブサイトを通じたりリリース等により関係者の皆様にお知らせする予定です。

弊社と致しましては、エルピーダメモリとともに、エルピーダメモリの認可決定が速やかに確定するよう、適切に対応して参りますので、引き続き弊社及びエルピーダメモリの更生手続きにつきご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上